

議案第34号

天理市後期高齢者医療に関する条例の制定について  
天理市後期高齢者医療に関する条例を次のように制定しようとする。

平成20年3月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市後期高齢者医療に関する条例

目次

第1章 天理市が行う後期高齢者医療の事務（第1条・第2条）

第2章 保険料（第3条 第6条）

第3章 罰則（第7条 第9条）

附則

第1章 天理市が行う後期高齢者医療の事務

（天理市が行う後期高齢者医療の事務）

第1条 天理市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年奈良県後期高齢者医療広域連合条例第30号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（天理市において行う事務）

第2条 天理市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- （1） 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
- （2） 広域連合条例第17条の保険料の額に係る通知書の引渡し
- （3） 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- （4） 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する奈良県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- （5） 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付

- (6) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免の申請に対する奈良県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (7) 広域連合条例第20条本文の申告書の提出の受付
- (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務

## 第2章 保険料

(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 天理市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。

- (1) 天理市に住所を有する被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際天理市に住所を有していた被保険者
- (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際天理市に住所を有していた被保険者
- (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際天理市に住所を有していた被保険者

(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 普通徴収に係る保険料は、7月から翌年2月までの各月末日までに納付しなければならない。

2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第6条において同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期

に係る分割金額に合算するものとする。

(保険料の督促手数料)

第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、50円とする。

(延滞金)

第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場  
合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間  
に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これ  
を切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年10.95パーセントの割合を  
もって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。  
ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365  
日当たりの割合とする。

### 第3章 罰則

第7条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主  
その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第  
137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられ  
てこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、  
若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第8条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収  
金(天理市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた  
金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第9条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期  
限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の納期の特  
例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、10月から翌年2月までの各月末日とする。

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後において市長が別に定める時期とする」とする。